



# 令和4年度 現任障害福祉サービス等 職員資格取得支援事業のご案内

公益財団法人東京都福祉保健財団では、現在都内に所在する民間の障害福祉サービス等事業所及び都外施設（東京都が定める都外独占施設、協定施設等）で働く職員が、**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士国家資格及び公認心理師国家資格**を取得するために事業主が支出した経費の一部を助成する事業をおこなっています。

- ▶ **障害福祉サービス等を担う人材の育成やキャリアアップを目指す事業主の方**
  - ▶ **福祉の専門職を配置することで質の高いサービスの提供を目指す事業主の方**
- ぜひこの助成金事業をご活用ください。



▶ **助成対象**は、法人が負担する以下のものです。

- ・以下の受験する試験の受験手数料

**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師**

合格した場合、上記受験手数料の他に、当年度に資格取得のために支出した経費

- 例 ・ 参考図書費用 ・ 受験対策講座費用 ・ 養成校費用



▶ **申込**は**1事業所**につき**1名**です。法人で取りまとめてお申込みください！  
(サービス種別ごとに1名申請いただけます。)



▶ **助成額**は**1人**につき**上限5万円**です。

(助成対象額10万円の $\frac{1}{2}$ )

- 例：①法人負担額が8万円の場合…（助成率は $\frac{1}{2}$ になりますので）助成額は4万円です。
- ②法人負担額が15万円の場合…（助成率は助成対象額上限10万円の $\frac{1}{2}$ になりますので）助成額は5万円です。



▶ **申込方法**

公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ  
(<https://www.fukushizaidan.jp/118genninshougai/>)  
から、申請様式をダウンロードしてください。

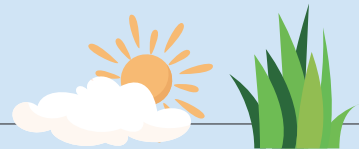
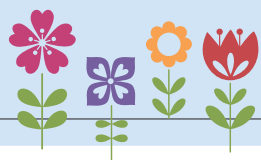


▶ **申込受付開始日** 令和4年9月16日（金曜日）

**申込締切日** 令和4年10月21日（金曜日）**必着**

詳しくは「財団 現任障害」でご検索ください

財団 現任障害 検索



## Q1 対象になる事業所は？

**A** 都内にある民間の障害福祉サービス等事業所及び都外施設（東京都が定める都外独占施設、協定施設等）が対象です。ただし、地方公共団体が設置する事業所、指定管理者が管理する事業所及び共生型障害サービスの事業所は対象外となります。

## Q2 申請対象者は？

**A** 以下を受験予定の方が申請対象者です。  
社会福祉士国家資格・介護福祉士国家資格は第35回試験受験者  
精神保健福祉士国家資格は第25回試験受験者  
公認心理師国家資格は第5回試験受験者

## Q3 保有しているポイントや購入時に使用したポイントカードのポイント、ショッピング・クレジットカード利用の際、付与されるポイントは、助成対象と、なりますか？

**A** その他の収入扱いとなり助成対象外となります。法人の支出経費から引いての申請となりますのでご注意ください。経費支払は、現金もしくは金融機関への振り込みをお勧めします。

## Q4 対象経費の証明をするのに何が必要？

**A** 助成には以下の補助対象期間の領収書類が必要です。

**社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士**  
令和4年4月1日～令和5年3月31日

**公認心理師**  
令和3年11月1日～令和4年8月31日

## Q5 領収書類にQ4の補助対象期間外のものがあります。対象外ですか？

**A** 原則としては対象外です。ただし、**実務者研修や養成校費用及び現任者講習会**は領収書類が過年度であったとしても、法人の支払日がQ4の期間内であれば対象となります。

## Q6 試験の合否によって助成額は変わりますか？

**A** **合格した場合**→対象経費は上限10万円の1/2まで助成します。  
**不合格の場合**→受験手数料の1/2のみが対象経費になります。

お問い合わせ

 **公益財団法人東京都福祉保健財団**

人材養成部福祉人材養成室 障害者支援研修担当

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

TEL：03-3344-8551 FAX：03-3344-8593